

尾張旭市福祉有償運送運営会議開催要綱

(目的)

第1条 福祉有償運送の必要性等について、地域福祉関係者等の幅広い意見を聴取するため、尾張旭市福祉有償運送運営会議(以下「運営会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 この運営会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 福祉有償運送に係る必要性に関すること。
- (2) 福祉有償運送に係る輸送の安全の確保及び旅客の利便の確保に関すること。
- (3) 福祉有償運送に係る事故及び利用者からの苦情に関すること。
- (4) その他、福祉有償運送に関すること。

(構成員)

第3条 運営会議の構成員は次の者とする。

- (1) 公共交通学識経験者
- (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (3) 地域福祉関係者及びボランティア関係者並びに福祉有償運送利用者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 福祉有償運送を行っているNPO法人等
- (7) 市長が指名する職員(健康福祉部)

2 運営会議に、会の資質を向上させるため、オブザーバーをおくことができる。

(会長及び会長の職務代理)

第4条 運営会議に会長を置き、構成員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 この運営会議の事務局を福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、別に運営会議が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。